

多様な主体によるサービス創出事業におけるPFS導入可能性調査業務 企画提案公募要領

1 業務の目的

本業務は、加齢による虚弱な状態（フレイル）の高齢者又はサービス・活動事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の対象者（基本チェックリスト該当者、要支援認定を受けた者又は継続利用要介護者）を支援するため、多様な主体と市町村等の行政機関が連携し、又は協働して行うサービスの創出を集中的に推進するため実施する「多様な主体によるサービス創出事業（別添）」をPFS事業として実施することの可能性について調査を行うことを目的とする。

2 業務概要

- (1) 委託業務名 多様な主体によるサービス創出事業におけるPFS導入可能性調査業務
- (2) 業務の期間 契約の締結日から令和9年3月31日まで
- (3) 業務の内容 別紙「企画提案仕様書」による。

3 見積限度額（提案額）

10,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は企画提案の募集にあたり設定したものであり、受託候補者の決定後、当該受託候補者の企画提案内容を仕様書に反映させたいうで、あらためて見積書を徴取することになるため、実際の契約金額と異なる場合があることに留意すること。

4 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
(注) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札にかかる契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (4) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。
 - (5) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
 - (6) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
 - (7) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
 - (8) 労働関係法令を遵守していること。
 - (9) 過去3箇年（令和5年度～令和7年度）の間に、内閣府又は経済産業省等の成果連動型民間委託契約方式を活用した事業の推進を図る調査業務等の採択実績があり、かつ、都道府県のPFS導入に係る業務実績を有し、これらの契約を全て誠実に履行した者であること。
 - (10) 沖縄県内に本店又は支店を有する者であり、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。
 - (11) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため、他の共同企業との連携を密にし、事業を円滑に推進する能力を有する者であること。
 - ウ 全ての構成員が、上記応募資格(1)から(8)の要件を満たし、代表する法人が上記応募資格(9)及び(10)の要件を満たす者であること。
 - エ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。
 - オ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
 - (12) 1提案者（共同企業体で事業を実施する場合は1共同企業体）につき、提案は1件であること。

5 公募スケジュール

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和8年4月15日（水） |
| (2) 質問締切 | 令和8年4月23日（木）13時必着 |
| (3) 質問回答 | 令和8年4月24日（金）（予定） |
| (4) <u>企画提案書等受付締切</u> | <u>令和8年5月1日（金）15時必着</u> |
| (5) 企画提案審査 | 令和8年5月12日（火）（予定） |
| (6) 審査結果通知 | 令和8年5月13日（水）（予定） |
| (7) 委託契約 | 令和8年5月中旬（予定） |

6 質疑応答

(1) 応募に係る質問

企画提案仕様書等に関して疑義がある場合には、別紙質問書に記入し、電子メールにより提出すること。

ア 受付期限 令和8年4月23日(木) 13時まで

イ 提出場所 沖縄県保健医療介護部地域包括ケア推進課

メールアドレス aa091201@pref.okinawa.lg.jp

(2) 質問に対する回答は、沖縄県地域包括ケア推進課ホームページへ随時掲載する。

7 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等の提出は、次により持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は書留郵便等確認可能な手段で行うこととし、提出期限内必着するように送付すること。

ア 提出期限：令和8年5月1日(金) 15時(厳守)

イ 提出場所：沖縄県保健医療介護部地域包括ケア推進課

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁3階

(2) 企画提案に当たっては、以下の書類を一連にして7部(原本：1部、コピー：6部)作成し、1部ずつ左上をクリップ止めすること。各書類は、A4版で統一すること。

書類	様式	備考	提出
企画提案応募申請書	様式1		1部
企画提案書	任意	<ul style="list-style-type: none">別掲「企画提案仕様書」4の例示(1)から(6)を参考に各項目に関する具体的な提案内容を簡潔明瞭に記入すること表紙と目次を除いて10頁以内とすること用紙規格はA4版縦長とすることモノクロ、カラーは問わない	7部
業務スケジュール	任意		
業務実施体制	任意	<ul style="list-style-type: none">各担当者の役割、資格、業務経験等が分かるよう記載すること	
経費見積書	様式2	<ul style="list-style-type: none">費用内訳が分かるよう記載すること積算の費目(例)<ul style="list-style-type: none">ア 直接人件費イ 報償費ウ 旅費エ 使用料及び賃借料オ 消耗品費	

		カ 印刷製本費 キ 通信運搬費 ク 一般管理費 ((直接人件費+直接経費-再委託費) ×10%以内)) ケ 消費税	
会社概要	様式 3		
業務実績調書	様式 4		
業務責任者の 経歴及び実績 等調書	様式 5		
誓約書	様式 6		1 部
共同企業体構 成書	様式 7		1 部
共同企業体協 定書 (写)	任意	共同企業体協定書のひな形を参考にするこ と	1 部

8 企画提案審査

(1) 第一次審査 (書面審査)

応募者が4者以上の場合は、沖縄県保健医療介護部地域包括ケア推進課において書面審査を行ったうえで、上位3者を選定する。選定された事業者に対しては、結果及び第二次審査の実施日時等を、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを、電子メール及び書面で通知する。

なお、応募者が3者以下の場合は、第一次審査は実施せず、応募資格要件の適合を確認したうえで、全て第二次審査の対象とする。

(2) 第二次審査 (プレゼンテーション審査)

企画提案業者選定委員会において、企画提案書の内容、経費等についてプレゼンテーション審査を行ったうえで、最も優れた提案者を選定する。

なお、第二次審査の結果については、電子メール及び書面にて通知する。

また、第二次審査における留意事項は、以下のとおりとする。

ア 審査会場への入場者は3名以内とする。

イ 第二次審査においては、提出した企画提案書等について説明することとし、資料の追加及びパソコンやタブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。

(3) プレゼンテーション審査は、令和8年5月12日(火)午前中を予定。詳細は後日通知する。

(4) 審査においては、以下の評価基準により総合的な評価を行う。

審査項目	審査の基準
目的適合性	・本業務の目的、内容等を理解し、これを実現するための提案となっているか。
提案内容	・別掲「企画提案仕様書」4の各業務に関して具体的か

	つ効果的な業務計画が示されているか。
業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を確実に遂行できる体制、専門的知識を有しているか。 ・本業務を遂行できると判断される十分な実績を有しているか。
その他（積算内容等）	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を遂行するにあたり、妥当な積算内容となっているか。 ・企業として、労働環境の整備、労働福祉の促進、就業支援が必要な者の雇用の促進又は雇用の創出を推進しているか。

(5) 審査の結果は、全ての提案者に対して通知する。

9 契約

原則として第一位の評価となった者と委託契約を締結する。ただし、業務委託契約に関して必要な事項が合意に至らない場合は、次順位の者を繰り上げて協議を行うものとする。

10 その他留意事項

- (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて、企画提案書等が提出された場合
 - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 本公募要領に違反すると認められる場合
 - エ 担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
 - オ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 企画提案に要した経費については、応募者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等の書類は返却しない。
- (4) 提出期限後の書類の変更、差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (6) 事業の実施に当たっては、県と随時実施内容を協議して進めていくものとし、提案内容の全ての実施を保証するものではない。
- (7) 当該提案に係る提出書類に虚偽の内容を記載した場合は、選定の取消、委託契約の破棄、委託費の返還等の措置をとることがある。
- (8) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付すること。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

（※）契約保証金について（抜粋）

（契約保証金）

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得

た額)の100分の10以上とする。

- 2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。
- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (3) 契約の相手方が国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
 - (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
 - (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (7) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約(公益を目的としたものに限る。)を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
 - (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
 - (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

11 問い合わせ・書類提出先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県保健医療介護部地域包括ケア推進課(担当:原)

TEL:098-894-2152

E-mail: aa091201@pref.okinawa.lg.jp